

2011/10/047A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

日本・シンガポール・台湾のDV防止と
被害母子支援に関する比較法研究

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 清末 愛砂

平成 24 (2012) 年 5 月

総括・分担研究報告書目次

I. 総括研究報告

日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究 ----- 1
清末愛砂

II. 分担研究報告

台湾のDV防止および被害者支援に関する研究 ----- 6
福嶋由里子

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 10

IV. 研究成果の刊行物の複写 ----- 11

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

総括研究報告書

日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究

研究代表者 清末 愛砂

国立大学法人 室蘭工業大学 准教授

研究要旨

本研究は、日本よりも早くDV対策に取り組み始めた台湾とシンガポールにおける外国人母子のDV被害者保護政策を調査し、それらの内容と日本における政策を比較検討した上で、日本における将来の政策に向けて改善策を提言することを目指すものである。本研究では、研究代表者がシンガポールと日本の施策の比較検討を、研究分担者が台湾と日本の施策の比較検討を担当している。

研究分担者：福嶋由里子
所属：公益財団法人世界人権問題研究センター 研究第4部
職名：専任研究員

A. 研究目的

本研究の目的は、台湾とシンガポールにおける外国人母子のDV被害者保護政策の内容を比較しながら、日本におけるDV被害者（特に外国人母子）に対する法的保護のあり方を検討し、将来における改善にむけて政策提言することにある。

B. 研究方法

2011年度は、台湾とシンガポールのDV保護政策や外国人女性とその子どもの支援に関する文献資料を収集し、先行研究の再検討を行った。資料は、研究代表者と研究分担者の所属機関の図書館、および同図書館経由で他機関が所蔵する資料や所属機

関が購読している電子ジャーナル等を通して行った。またウェブ上や所属機関の図書館および資料室等で入手できない書籍に関しては購入した。

同時にDVの被害者保護政策の国際的な基準の調査も兼ねて、国連経済社会局女性の地位向上部が発行している”Handbook for Legislation on Violence Against Women”をこれまで特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ内の女性に対する暴力プロジェクトのメンバーとしてインドやカンボジア等のDV法や関連法の調査に従事してきた弁護士等とともに訳出し、2011年9月に『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』（信山社、2011年）として出版した。

また、研究代表者はシンガポールのDV対策に関する条項を含む総合的な家族法で

ある女性憲章(Women's Charter)の制定から 50 年を振り返りながら、批判的考察を行い、論文としてまとめた。その結果は、2011 年 11 月に亜細亜女性法学第 14 号に収録された。

このように文献収集、国際的な DV 政策に関する立法基準の訳出、およびシンガポールの家族法に関する論文の執筆を行った上で、研究代表者と研究分担者は台湾（2012 年 2 月 12 日から 16 日）とシンガポール（2012 年 2 月 29 日から 3 月 7 日）を訪問し、行政機関や研究者、DV 被害者のためのシェルターやホットライン等を開設している NGO のスタッフ等に対する聞き取り調査を実施した。

本研究においては、シンガポールと日本の DV 法政策の比較検討については、主には研究代表者が担当している。また、台湾と日本の DV 法政策の比較検討については、主には研究分担者が担当している。したがって、本総括研究報告では、シンガポールにおける聞き取り調査の内容とその結果、考察、および結論について述べることにする。台湾での聞き取り調査に関しては、続く分担研究報告において紹介する。

シンガポールにおける聞き取り調査は以下を対象に実施した。

- 国立シンガポール大学法学部准教授 Chan Wing-Cheong 氏（家族法および刑法専門。弁護士でもある）
- DV 被害者の民間支援団体である PAVE: Promoting Alternatives to

Violence で働く 2 名のソーシャルワーカー (Audrey De Cruz 氏および Adisti Binte Jalani 氏)

- 女性の権利のための活動をしていることで知られている女性団体 AWARE (Association of Women For Action and Research)事務局長 Corinna Lim 氏

これらの聞き取り調査に加えて、女性憲章の DV 関連条項に基づいて DV 被害者に保護命令を発令している家庭裁判を見学し、シンガポール国民やシンガポール在住の外国人に配布されている DV 問題の啓発用のパンフレット（多言語）等入手した。また、研究代表者および研究分担者の所属機関の図書館や資料室経由、あるいは日本の書店やウェブ上で入手することができない、シンガポールにおける国際結婚や DV 関連の文献をシンガポール国立図書館で探し、必要な文献のコピーを行った。

（倫理面への配慮）

聞き取り調査を実施する際は、インタビューから知り得た情報は研究目的以外には使わないことを聞き取り先に伝え、その旨を十分に理解してもらった上でインタビューを開始した。また、IC レコーダーを用いて、インタビュー内容を記録したが、これに関しても事前に聞き取り先から許可を得た。

C. 研究結果

日本での文献調査、イギリスの植民地支配

下でのシンガポールにおける婚姻形態から、現在の家族法である女性憲章の制定過程とその目的についての考察をまとめた論文の執筆、および現地での聞き取り調査とあらたな文献収集を通して、移民国家シンガポールにおけるDV被害の状況、DVに関する法政策、および被害者保護政策に関する十分な情報を得ることができた。

シンガポール大学法学部の Chan Wing Cheong 氏からは、家族法の専門家の観点から、女性憲章の DV 関連条項の内容、および同憲章に基づく DV 対策の内容（保護命令やカウンセリング命令等）、国際結婚によって派生している諸問題（言語問題、国際結婚斡旋業者の問題等）や人身売買の可能性等について解説を受けることができた。

また、被害者支援を行っている民間団体 PAVE での聞き取り調査においては、実際にさまざまな DV ケース（外国人母子のケースを含む）にたずさわってきたソーシャル・ワーカーから、これらの施策の施行状況、シンガポール男性と結婚している外国人女性による相談件数、これらの女性が DV 被害者となったときに直面する様々な問題（ビザの更新問題、救済を求める際に感じる恐怖、法律扶助を利用しにくい問題、利用できる救済手段に関する情報の入手問題、仕事探しの困難さ等）、シェルターの開設状況、各移民コミュニティ内のサポート体制等についての説明を受けることができた。

また、AWAREにおいては、シンガポー

ルにおける国際結婚のうち、斡旋業者を通してなされるケースの背景についての解説を受けることができた。また、国際結婚をする女性は 2 つのパターン（シンガポールで就労している高学歴・高度な知識や技術を有している外国人女性と国際結婚斡旋業者を通してシンガポール男性と結婚した外国人女性の 2 グループ）に分かれること、国際結婚斡旋業者を通してシンガポール男性と結婚した外国人女性に対する社会的な視点、これらの女性たちの不安定な法的地位や離婚後の仕事探しの困難さ等についても説明を受けた。

D. 考察

人口約 500 万の都市国家であるシンガポールは歴史的に移民によってなりたっている多民族国家である。天然資源に乏しいシンガポールは、国家発展のためには人的資源に頼らざるを得ないことから、高学歴・高度な技術や知識を有する移民を積極的に受け入れる政策をとってきた。

上述したように、シンガポール男性と結婚する外国人女性には大きく分けると二つのパターンがある。一つは高学歴・高度な技術や専門知識を有する女性である。これらの女性たちは、シンガポールが必要としてきた人材であり、仮に離婚することになったとしても、仕事を見つけることは容易であり、法的地位に関しても就労ビザを取得しやすい。あるいはすでに永住権を取得していることもある。また言語面でも問題がなく、女性憲章に基づく救済手段に関す

る情報へのアクセスが容易である。

もう一つのパターンは、国際結婚斡旋業者を通して、シンガポール男性と結婚した外国人女性である。インド、中国、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム等の出身者が多い。北京語、タミル語、マレー語話者以外の女性たちのなかには、夫やその家族との間、およびその他の日常生活において、言語問題から生じるコミュニケーション上のトラブルに瀕しているケースがしばしばみられる。

シンガポールではこれらの外国人配偶者の女性が DV 被害を受けた場合の救済手段に関するパンフレット等が多言語で印刷され、家庭裁判所や民間団体の事務所等で配布されてはいる。しかしながら、現状では、これらの外国人の被害女性に十分な情報が行きわたるほどの広報活動がなされているとはいえない。多言語による広報活動により一層の力を入れる必要があるだろう。

後者のパターンの外国人女性は、前者のパターンの女性とは異なり、法的地位が非常に不安定である。婚姻を通してシンガポールに来るときには、短期間（6か月あるいは1年間）の滞在ビザが発給される。その後のビザの更新時には、夫の署名が必要とされるため、DV の被害者がビザの更新のために被害を訴え出ることができず、沈黙を強いられるなどの問題が生じやすい。一方で、これらの女性たちが永住権ないしは国籍を取得することは難しい現状がある。

しかしながら、2012年3月にシンガポー

ル政府は、Long-Term Visit Pass-Plus という長期滞在を認める新しいタイプのビザをシンガポール人の外国人配偶者（シンガポール国籍を有する子どもがカップル間に一人以上いることを要件とする）を対象として発給することを発表した。同ビザは 2012 年 4 月 1 日から導入されている。同ビザ取得者は、医療給付や雇用給付を受けることができる。このような新しいタイプのビザは、シンガポール男性と結婚した外国人女性のうち、高学歴・高度な技術や専門的知識を有していない女性たちを労働市場に導入し、安い労働力として利用していくことにもなり得る問題をはらんではいるものの、一方で、外国人配偶者の法的地位をより安定化させることに貢献しうるものとして、注目できるものである。今後の運用状況と実際の効果や問題点等を注視していく必要がある。

E. 結論

収集した文献と現地での聞き取り調査を通して、シンガポールで実施されている DV 問題への対策や被害者保護政策、およびシンガポール男性の外国人配偶者が直面している言語問題、情報へのアクセス状況、不安定な法的地位の状況が明らかとなった。これらの状況は日本における外国人配偶者の DV 問題と共通するところが多い。その一方、シンガポールの DV 関連条項に基づく被害者支援策をみると、裁判所が発令する義務的なカウンセリング命令のように、

日本では導入されていない方策がとられている。このような施策は今後の日本の DV 問題対策を考える上で大いに参考となる。

また、外国人配偶者を対象とする、シンガポールの新しいタイプのビザ制度の導入は、日本における外国人配偶者、特に DV 被害を受けている外国人配偶者の法的地位の安定性を図るために政策を比較検討する上で、参考となる一つの施策である。

2012 年度はこれらの情報の分析を進めながら、同時に日本での DV 被害者の保護政策、外国人母子の支援政策等の調査を行う。年度の終わりには、台湾、シンガポール、日本の政策の比較検討の結果に基づき、今後の日本における外国人母子の DV 被害者のための保護政策と支援体制に関する改善策を提言する。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 書籍発表（翻訳書）

国連経済社会局女性の地位向上部著、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ編訳（訳者：雪田樹理、清末愛砂、福嶋由里子、生駒亜紀子）『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』（信山社、2011 年）

2. 論文発表

清末愛砂「シンガポールにおける女性の地位向上のための家族法の改革に関する批判」

的考察」、『亜細亜女性法学 (Asian Women Law)』第 14 号、2011 年、183-204 頁

3. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

分担研究報告書

台湾のDV防止および被害者支援に関する研究

研究分担者 福嶋 由里子

公益財団法人世界人権問題研究センター 研究第4部専任研究員

研究要旨

本研究は、日本に先駆け外国人DV被害者の支援に取り組んできたアジアの国として台湾に注目し、台湾における外国人DV被害者支援に関する法政策や支援体制等について文献調査や現地での聞き取り調査等を通じて明らかにした上で、日本のDV被害者支援対策における外国人女性およびその子どもに対する法的保護のあり方について、改善策を提言することを試みるものである。

A. 研究目的

本研究は、国際結婚の増加にともない、外国人母子への支援に取り組んできた台湾に焦点をあて、文献調査や現地での聞き取り調査などを通して、外国人女性とその子どもに対する生活支援、特にDVの被害者である外国人女性とその子どもに対する取組みの具体的な内容、施行状況、課題等を明らかすることを目的とするものである。また、これらの調査研究を通して、日本における外国人母子支援の改善にむけた施策の提言を試みる。

B. 研究方法

台湾における、DV被害母子、特に外国人被害者とその子どもの状況を把握するため、文献調査および現地調査を実施した。

文献資料としては、台湾におけるDVの

現状や基本法に関するものに限定せず、台湾法の歴史や現行法の基本的な情報、台湾における女性史、東アジアにおける国際移動の動向、結婚移民の傾向、人身売買の取組み等、関連分野に関する論考等を幅広く収集した。

また、2012年2月12日から16日に現地調査を実施した。具体的には、政府機関、行政機関、研究者、民間支援団体等を訪問し、外国人母子の支援に携わる各担当者から現地における結婚移民の傾向やDV被害の状況、外国人母子の支援策の変遷および現状の課題等について聞き取り調査を行った。聞き取り調査を実施した機関等は、次の通りである。

臺北市政府社會局 (Department of Social Welfare, Taipei City Government) 、臺北

市家庭暴力性侵害防治中心 (Taipei City Center for Prevention of Domestic Violence and Sexual Assault) 、新竹市基督教女子青年會 (Hsinchu YWCA) 、新竹縣外籍配偶者家庭服務中心 (Hsinchu City, the Marital Immigrant Family Center) 、臺北市萬華婦女家庭服務中心 (Taipei Wanhua Women and Family Service Center) 、夏曉鶴教授 (世界大學社會發展研究所所長、Hsia Hsiao-Chuan, Professor and Director, Shih Hsin University Graduate Institute for Social Transformation Studies) 、内政部家庭暴力及性侵害防治委員會 (Domestic Violence & Sexual Assault Prevention Committee, Ministry of the Interior) 、内政部入出國及移民署 (National Immigration Agency, Ministry of the Interior) 、臺北市新移民小呼暨婦女家庭中心 (Taipei New Immigrant Women and Family Service Center) 、中華民國基督教女子青年會 (National YWCA of Taiwan) 、中華民國南洋台灣姊妹 (TransAsia Sisters Association, Taiwan) 。

(倫理面への配慮)

本研究のフィールドワークは、専門家や関係機関、関係する個人に対する聞き取り調査を主軸とするものであるため、個人情報の扱いに関しては、データを研究目的以外には用いない旨を説明した上で、インタビューの受諾、IC レコーダーによるインタ

ビューの記録、およびデータの公表に関する同意を得た。

C. 研究結果

上述の文献資料調査および現地における聞き取り調査等を通し、台湾における DV 被害者保護政策について包括的な情報を得られたとともに、諸政策の施行状況について、様々な意見を収集することができた。台湾における DV 施策の推進を担う内政部家庭暴力及性侵害防治委員會や移民省といった中央政府の担当官、また臺北市政府社會局や臺北市萬華婦女家庭服務中心といった地方レベルでの DV 被害者支援に携わる担当者からは、「台灣家庭暴力防治法」の特徴および被害者支援体制の運営状況の等について詳細を聞くことができた。

また、新竹市基督教女子青年會、新竹縣外籍配偶者家庭服務中心等の民間支援団体からは、国際結婚の動向や DV 被害の実情について文献調査からは見えてこない具体的な情報を得られたとともに、DV の予防から被害者の自立に至るまでの、包括的な支援の流れについて知ることができた。

さらに、夏曉鶴教授や、中華民國基督教女子青年會、中華民國南洋台灣姊妹といった民間団体からは、台湾における女性運動の流れやその多様性について貴重な情報を得ることができた。特に移民女性の権利擁護にむけた民間運動の歴史とその意義等について、日本と台湾双方の状況について有意義な意見交換をすることができた。

D. 考察

台湾では、1999年に施行された「台湾家庭暴力防治法」に基づきDV被害者の保護や加害者の処罰および更生に向けた取組みが進められている。「台湾家庭暴力防治法」と、日本の「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」を比較してみると、「台湾家庭暴力防治法」の方が、対象者の範囲、保護命令の内容、加害者に対する処遇、被害者の自立支援に関する取組みといった点において充実しており、日本より包括的な体制でDVの予防から被害母子の自立に向けた取組みが実施されている。法律の内容としては、特に、保護命令により、加害者に対して未成年の子との面会交流を必要な場合に禁止することができること（13条7項）や、被害者のシェルターリユースや治療費の支払いを命じること（13条9項）ができるなど、日本も参考にすべき点が含まれている。また、同法第3章では、家庭暴力罪または保護命令違反に対する刑事手続が定められており、被害者保護にかかる民事手続と加害者処罰に関する刑事手続が、DV対策基本法の中に併存している点は注目すべき特徴である。

外国人DV被害者の取組みとしては、移民省が中心となり、2007年に新移民に対する基本政策をまとめ、以降、中央政府と地方が連携して、国際結婚家庭への支援、新移民女性とその子どもの生活支援が進められている。取組みの主な内容としては、新移民のための生活に関する多言語相談窓口の設置、教育機関における補助、出産・子

育てにかかる保健支援、経済的困窮者に対する住宅費等の補助、社会啓発活動等があげられる。特に、地方レベルにおいて、行政と民間団体が協力し、社会福祉士等による国際結婚家庭への訪問を定期的に実施することにより、DVをはじめ、外国人女性とその子どもが直面する問題の早期発見、介入、保護を可能とする体制が整備されていることは、注目に値する取組みである。

一方、このように、外国人女性被害者も含め、DV被害者に対する取組みは、日本に比べ充実している面も多くあるが、支援の地域間格差や、財政難による支援提供者不足、関連機関とのネットワークのばらつき、在留資格の有無によるDV被害者への支援の格差等、諸策の運用面において、日本と共通する問題点も散見された。

E. 結論

今回の調査を通して、台湾におけるDV関連施策の施行状況や課題、被害者が直面する問題等が明らかになった。特に、DVの被害を受けた外国人母子の状況は、日本の外国人DV被害者と共通する点も多かつたことから、日本における支援の充実にむけて、台湾での取組みは、比較検討の対象として有意義であると考える。2012年度は、これまで得た情報をもとに、日本のDV被害者支援制度、特に外国人母子に対する法的保護や支援体制のあり方について検討し、具体的な改善案を提案することを目指す。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 書籍

国連経済社会局女性の地位向上部著、特定
非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ編
訳（訳者：雪田樹理、清末愛砂、福嶋由里
子、生駒亜紀子）『女性に対する暴力に關
する立法ハンドブック』（信山社、2011年）

2. 論文発表

なし

3. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍（翻訳書）

訳者氏名	著者	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
雪田樹理 清末愛砂 福嶋由里子 生駒亜紀子	国連 経済 社会局 女性の地位向上部	特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ（編訳）	女性に対する暴力に関する立法ハンドブック	信山社	東京、日本	2011年	全114頁

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
清末愛砂	シンガポールにおける女性の地位向上のための家族法の改革に関する批判的考察	亞細亞女性法学 (Asian Women Law)	第14号	183-204頁	2011年

亞細亞女性法學

第 14 號

2011年 11月

論題

シンガポールにおける女性の地位向上のための
家族法の改革に関する批判的考察 …… 清末愛砂

亞細亞女性法學研究所

シンガポールにおける女性の地位向上のための 家族法の改革に関する批判的考察

清末愛砂*

1. はじめに

1867年にイギリスの直轄植民地となったシンガポールは、1948年に自治に向けての立法評議会が設置されるまで、完全にイギリスの支配下に置かれてきたが、1959年に正式にイギリスの自治領となった。1963年にはイギリスから完全独立を果たし、マレーシア連邦の一州となったが、1965年8月に同連邦からの脱退を余儀なくされ¹⁾、独立国家として歩み始めた。

独立後は、多国籍企業の国際加工基地および国際石油センターとしての機能を果たすため、外資誘致による輸出志向型工業化戦略を進めてきた結果、1980年代後半にはアジア有数の高所得国として、経済発展を成し遂げた。しかしながら、新生独立国家となった当時のシンガポールの門出はけっして明るいものではなかった。第一に独立の最大理由となったマレーシア連邦との対立に加え、1963年

* 室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授

1) シンガポールがマレーシア連邦からの独立を余儀なくされた理由は、経済政策に関する考え方方が連邦中央政府とシンガポール州政府との間で異なったことに起因している。シンガポール州政府は、シンガポールをマレーシア連邦内の商業・金融の中心、および多国籍企業の工業基地として経済発展させることを望んでいたが、連邦中央政府は他州に比べたときに、シンガポールが突出した経済発展を遂げることを望んでいなかった。また、シンガポールは華人系住民が人口の多数を占める一方、他州は自らをブミプトラ（土地の子）と認識しているマレー系住民を中心に構成されていることもあり、マレー系住民対華人系住民の民族対立もシンガポール独立の一つの理由となった。

から課せられるようになったインドネシアによる貿易禁止措置がそのまま継続されたことにより、対外貿易による収入を期待することができないという経済的危機にさらされていた。農耕地をほとんど有しない小国家であるがゆえに住民の食糧問題も大きく、さらにはイギリス軍の撤退が決定されることにより、住民が就労機会を逸失するという失業問題も抱えることになった。

すなわち、誕生当時のシンガポールはマレー国家に囲まれたなかで華人系住民が人口の約7割を占める民族構成、イギリスの植民地支配下で導入された民族分断統治政策によって生み出された民族確執の危機をはらんだ多民族国家性、ならびに他国との協調なしには生き残ることができない小国家の無資源国家性という大きな3つの特徴を乗り越えながら、新しい国民国家を築き上げる必要にせまられていたのである。

このような状況のなかで、特に無資源国家性という極めて不利な国家形成条件を有しながら経済発展を遂げるためには、国内で利用できるすべての資源を有効に活用する以外の方法は残されていなかった。このことは、マレーシア連邦加入前にシンガポールがイギリスの自治領となったときからの課題であった。

このように、シンガポールでは経済発展のために、女性のマンパワーの活用が必須とされてきたこともあり、女性が積極的に経済活動に参加することが求められてきた。その最初の制度改革として、1961年に新しい家族法である「女性憲章」(Women's Charter) が制定された。しかしながら、一方でシンガポール女性は家庭内では育児や家事を担う「良き妻」あるいは「良き母」としての役割を果たすことが求められてきた。すなわち、シンガポール女性は、国家建設のなかで、国家の経済発展への貢献と家父長的な伝統に基づく性別役割分担への貢献という二つの矛盾する社会的プレッシャーを課せられてきたといっても過言ではない。

本稿は、イギリス植民地支配下で認められてきたシンガポールの各民族の慣習や宗教に基づく婚姻制度と、女性の地位向上を進めるための一手段として、主には一夫多妻婚を禁止するために制定された女性憲章のなかに定められた婚姻制度を比較しながら、同憲章の効果や意義について批判的に考察することを目指すものである。前半では、イギリス植民地時代に導入されたイギリス法と各民族の慣

習や宗教に基づく婚姻制度の並存がどのような原則によってなされてきたのかを分析する。後半では女性憲章の制定背景とその目的、および同憲章に基づく婚姻制度と夫婦の権利義務に着目しながら、<女性の地位向上>という大きな目標を掲げて着手された家族法の大幅な改革が、封建的な伝統に基づいて形成されてきたジェンダー差別を克服し、シンガポール女性の解放に結びつくものであったのかどうかについて検討する。

2. イギリス植民地時代の婚姻法

2.1 シンガポールにおけるイギリス法の導入と属人法の関係

シンガポールにおけるイギリス法の導入は、1826年11月26日に「プリンス・オブ・ウェールズ島²⁾、シンガポールおよびマラッカ司法裁判所」の設置を定めた第2司法勅許状(Second Charter of Justice)が発給された時点で始まった³⁾。これらの植民地下におけるイギリス法の導入には3つの準則が存在しており、そのうち第2の準則は、「イギリス法は、植民地の住民の宗教・伝統・慣習が認める場合に適用される」とするものであった。1875年にペナン島で審理されたYeap Cheah vs. Ong Cheong Neo⁴⁾のケースにおいて、イギリス枢密院は「イギリス法が一般的な政策に適用され得るとしても、それらの移入法が様々な民族から構成される住民に対し、『不正義や抑圧』をもたらすことのないように修正される必要がある」との判断を示した。また、Cheang Thye Phin vs. Tan Ah Loyのケース⁵⁾、Khoo Hooi Leong vs. Khoo Hean Kweeのケース⁶⁾、およびKhoo Hooi Leonng vs. Khoo Chong Yeokのケース⁷⁾においても、イギリス枢密院はイギリ

2) 現在のペナン島（マレーシア）を指す。

3) Helena H.M. Chan, *An Introduction to the Singapore Legal System*, Malayan Law Journal Pte.Ltd, Singapore, 1986, p.5

4) (1875)LR 6 PC 381

5) (1920)A.C.369

6) (1926)A.C.529

ス法の修正を認め、華人系住民の慣習に基づく一夫多妻婚から生じた子どもの相続権と嫡出の問題を解決するために、華人系住民による一夫多妻婚の効力を認める判決を出すよう、裁判所に求めた。

したがって、これらの判例から分かるように、植民地化に伴い、シンガポールではイギリス法が導入されたものの、一方で植民地化以前から住んでいた住民や植民地化以降に導入された華人系やタミール系等の移住労働者の民族や宗教に基づく属人法 (personal law) の効力も同様に認められてきたのであった。属人法の効力は婚姻や離婚や養子縁組等の家族法の分野に限って、その適用が認められてきたといわれているか⁸⁾、その理論的な正当性と適用範囲に関して、明確な定義がなされていたわけではなかった⁹⁾。

2.2 イギリス植民地支配下の婚姻制度

上記の経緯を経て、植民地支配下のシンガポールにおいては、各民族や宗教に沿って、少なくとも7つの婚姻制度が存在していたといわれている。それらは、1. 華人系住民の慣習、2. イスラーム、3. ヒンドゥー教、4. シーク教、5. コモン・ロー、6. キリスト教徒婚姻条例 (Christian Marriage Ordinance)、7. 民事婚姻条例 (Civil Marriage Ordinance) であった。このうち、1から4は、シンガポール在住の各民族の慣習や宗教に基づく婚姻制度であり、5はイギリス枢密院の決定によって、イギリス法であるコモン・ローが直接導入されたものである。婚姻に関する正式な形式は特に問われなかつたが、婚姻当事者による同意が必要不可欠であるとされていた¹⁰⁾。6は、1865年の「インド人婚姻法 (Indian Marriage Act)」と1880年の「婚姻登録官条例」 (Marriage Registrar's Ordinance) に代わるものとして制定されたものであり、同条例はシンガポールにおける最初の婚姻法令で

7) (1930)A.C.346

8) Helena H.M. Chan, *op.cit.*, p.10

9) G.W. Bartholomew, "The Legal System", in Riaz Hassan ed., *Singapore: Society in Transition*, Oxford University Press, Singapore, 1976, p.89

10) Kenneth Wee, "The Family and the Law in Singapore", in Eddie C.Y and Aline K Wong eds., *The Contemporary Family in Singapore*, Singapore University Press, 1979, p.271

あった¹¹⁾。また、同条例はキリスト教徒間の婚姻を規定することを目的に制定されたものであったが、同条例が教会婚に代わるものとして登録婚を規定するようになってからは、同条例の改正が行われた1941年に至るまでキリスト教徒以外の住民に対しても適用され得るものとして解釈されていた。7の民事婚条例は1940年に制定され、ムスリム以外のすべての住民が利用できる任意の婚姻条例であった。同条例の下では一夫一妻婚が義務付けられ、婚姻年齢や婚姻禁止親等も定められていた¹²⁾。

以下では、シンガポールの人口の約7割を占める華人系住民の間で行われてきた婚姻、人口の約2割を占めるマレー系住民、および人口の約1割を占めるインド系の住民が信仰するヒンドゥー教とシーカ教に基づく婚姻について概説する。

2.1.1. 華人系住民

華人系住民は、中国の漢族の間で行われてきた方式を継承してきた。漢族の間では、婚姻の成立に必要な儀式の他に、一夫多妻、婚姻禁忌¹³⁾、早婚¹⁴⁾等、婚姻に関する多くの慣習が存在していた。漢族の間では、頑なに先祖崇拜が求められてきたことから、子孫を残すことが婚姻の主たる目的とされていた。その結果、一夫多妻婚が生じることになった。しかしながら、漢族における一夫多妻婚とは、一夫一妻婚という単婚制を基本とするものであり、律¹⁵⁾においても、一人の男性が同時に二人以上の妻を持つことは許されていなかった。一方、男性は妻の他に「妾」を持つことは自由であり、「妾」が何人いても重婚にはあたらないとされてきた。「妾」は妻よりもその地位が低く、妻と「妾」との間には明確な差がみ

11) Leong Wai Kum, *Family Law in Singapore : Cases and Commentary on the Women's Charter and Family Law*, Malayan Law Journal, Singapore, 1990, p.132

12) Kenneth Wee, *op.cit.*, p.269

13) 近親不婚・同姓不婚・尊卑不婚・いとこ婚・他種不婚（異父同母、同父異母、兄弟姉妹）・官民不婚・良賤不婚・姦通不婚・僧道不婚・仇どうしの家族間不婚等を指す。

14) 胎児婚約である「指腹婚」や息子の将来の嫁として女児を幼い頃に引き取って養う「童養媳」等を指す。「童養媳」は、男性側が成人した女性と婚姻するときに要する高額の対価を回避し、家族内の労働力を増やすことを目的とするものである。一方、女性側にとっては貧困な家族であれば、女児の養育の負担を免れるという経済的メリットもあった。

15) 唐律戸婚律第28条、明清律婚姻の妻妾失序条

られていたとされている¹⁶⁾。したがって、漢族の婚姻形態は一夫一妻婚を基本としながらも、現実的には「妾」制度の形成を認めてきたことから、実質的には一夫多妻婚であったといえる¹⁷⁾。

イギリス植民地支配下のシンガポールでは、夫の死後に妻と「妾」により、相続をめぐる争いが引き起こされることになった¹⁸⁾。相続権を争った判例のなかのリーディングケースとなった「6人の未亡人事件」(Six Widows Case)¹⁹⁾においては、中国における「妾」の存在とその地位の調査が判事によって行われた。その結果、「妾」の社会的地位は妻と比較すると低いものであるが、その存在は限りなく妻に近いものであると判断され、また婚姻成立に必要とされる一連の儀式が行われたかどうかが、妻および「妾」であることの根拠とされた。華人系住民の慣習に基づく一夫多妻婚の有効性をめぐる裁判は、徐々に婚姻成立に必要とされる儀式の存在によって判断するのではなく、婚姻当事者がその婚姻を望み、かつ実際にそのような関係になったということのみが婚姻の有効性に不可欠な要件であるとされるようになった²⁰⁾。

2.1.2. マレー系住民

シンガポールにおいては、ムスリムの婚姻は植民地化の初期の段階から、イスラーム法（シャリーア）に沿ったものであれば有効であると解されてきた。また、婚姻に必要な要件を満たし、シャリーアによる儀式が行われる限り、一夫多妻婚²¹⁾が認められるとされてきた²²⁾。しかし、イスラームにおける一夫多妻婚は、華人系のものとは異なり、すべての妻が平等な関係であると解釈されている。

16) 大塚勝美『中国家族法論』（御茶の水書房、1985年），74-75頁

17) 同上，72-73頁

18) Lao Leong Anの財産をめぐる事件』(Goods of Lao Leong An Case)が、華人系の男性の「妾」制度の有効性をめぐる最初の判例となった。(1867)Str LR(1827-77), Court of Judicature

19) (1908)12SSLR 120 Straits Settlement Registrar, High Court and Court of Appeal

20) Kenneth Wee, *op.cit.*, p.269

21) ムスリムの一夫多妻婚とは、男性に最高で4人まで妻を持つことを許すものである。

22) Kenneth Wee, *op.cit.*, p.270

シンガポールにおいては、1880年頃にムスリムの婚姻登録を定める立法がなされ、そのなかにイスラーム法に沿った婚姻手続および相続に関する規定が含まれていた²³⁾。1957年にはシャリーアの効果的な運用を行うために、ムスリム条例（Muslims Ordinance）が制定された。これは、ムスリム間の離婚数の増加に対する対策の一つであった。また、マレー系住民のコミュニティのなかで、強制結婚、早婚²⁴⁾、公的調停機関の不存在、婚姻当事者間の年齢差が問題化されていたこともその背景にあった。同条例の制定により、婚姻や離婚の調停機関となるシャリーアコートが設置され²⁵⁾、離婚申請はシャリーアコートで行われるようになった。1960年に同条例の改正が行われ、シャリーアコートの権限がさらに増加することになった²⁶⁾。同条例は1966年に廃止され、それ以降のムスリムの婚姻は現在にいたるまで、ムスリム法施行法（Administration of Muslim Law Act）に基づいて行われている。

2.1.3. インド系住民

シンガポールのヒンドゥー教徒の間では、インドのヒンドゥー教徒の間で存在するカースト制度は継承されてこなかった。したがって、婚姻の儀式がカーストによって多種多様であるという現象は見られなかったはずである。しかし、インドにおいて広範に行われてきた「サプタパディー」²⁷⁾と称される婚姻儀式は移住先のシンガポールにおいても継承されていた。ヒンドゥー教の教義によると、基本的には一夫一妻婚が薦められているが、男性は複数の女性と婚姻できると考えられていた²⁸⁾。イギリス植民地支配下で示された数少ない判例においては、一夫

23) *Ibid.*

24) シャリーアでは、婚姻年齢に関する制限はなく、婚姻するには肉体的成熟と判断力があればよいとされている。また、判断力を有するにいたる年齢に関しては特別な規定があるわけではないが、15歳で成熟に達するという推定がある。小島二郎「第6章マレーシア」、千葉正士編『アジア法叢書3 アジアにおけるイスラーム法の移植（湯浅道男教授還暦記念）』（成文堂、1986年），40頁

25) ムスリム条例第35条2項

26) Aline K Wong, *Women in Modern Singapore*, University Education Press, Singapore, 1975, pp.24-27

27) 「新郎」と「新婦」とが一緒に神聖な火の前で7歩を歩む儀式のこと指している。7歩進んだときに婚姻が成立し、拘束力を持つものとなる。